# 5-30 突入防止装置

# 5-30-1 装備要件

自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。) 小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。) の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、5-30-2の基準に適合する突入防止装置を備えなければならない。ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する構造(車枠又は車体で構成されるものであって、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを突入防止装置と同程度以上に防止することができる構造部をいう。以下「車体後面の構造部」という。) を有する自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 180 条第 2 項関係)

- (1) 車両総重量が7t以上の自動車にあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。
  - ① 車体後面の構造部における平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが100mm以上あって、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100mmまでの間にあること。
  - ただし、当該構造部が後車軸の幅を超える車体の構造部として構成されている場合は、当該平 面部の幅が後車軸の幅を超える構造でもよい。
  - ② 車体後面の構造部における下縁の高さが、空車状態において地上550mm以下であること。
  - ③ 車体後面の構造部における平面部と空車状態において地上1,500mm以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450mm以下であること。

(例)

### モノコック構造の車体を有する自動車の例

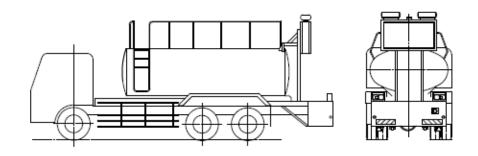


# セミトレーラの例

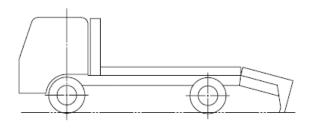


#### その他の車体後面の構造部を有する例

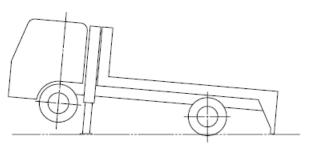
(道路維持作業用自動車であって追突の衝撃を緩和する装置を備えた自動車)



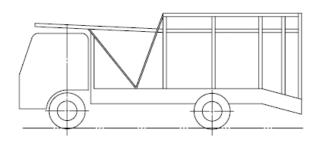
(重機及び自動車等を積載するために、荷台の後面がスロープ状になり、突入防止装置を備えることができない自動車)



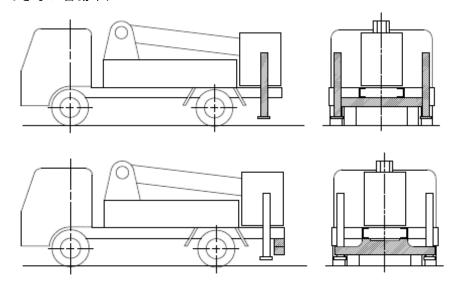
(重機及び自動車等の積載を容易にするために、アウトリガにより自動車の前側を持ち上げ、車体後面部分が接地する構造により、突入防止装置を備えることができない自動車)



(自動車を積載する自動車であって、低床荷台のために突入防止装置を備えるスペースが無いもの)



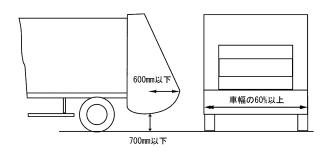
(後部に備えるアウトリガ又はカウンターウェイト等により、突入防止装置を備えることができない自動車)



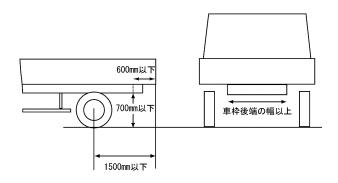
- (2) 車両総重量が7 t 未満の自動車にあっては、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合するものであること。
  - ① 車体後面の構造部が当該自動車の幅の60%以上(最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500mm以下のものは、当該自動車の車枠後端の幅以上。)であること。
  - ② 車体後面の構造部における下縁の高さが、空車状態において地上550mm以下であること。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。
    - ア 最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500mm以下の自動車にあって、下 縁の高さが地上600mm以下の場合
    - イ 車両総重量が3.5 t以下の自動車にあっては、下縁の高さが地上700mm以下の場合
  - ③ 車体後面の構造部における平面部と空車状態において地上1,500mm以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450mm以下(車両総重量が3.5 t 以下の自動車にあっては、600mm以下。)であること。

(例)

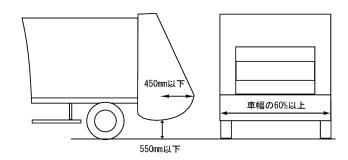
車両総重量3.5t以下(リヤオーバーハングが1,500mm超)



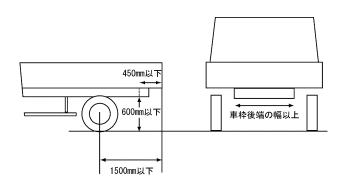
車両総重量3.5 t 以下 (リヤオーバーハングが1,500mm以下)



車両総重量3.5t超7 t 未満 (リヤオーバーハングが1,500mm超)



車両総重量3.5 t 超 7 t 未満 (リヤオーバーハングが1,500mm以下)



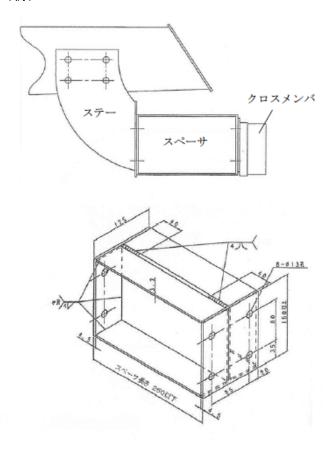
# 5-30-2 性能要件(視認等による審査)

(1) 突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。この場合において、指定自動車等に備えられている突入防止装置若しくはこれに準ずる性能を有する突入防止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置若しくはそれより後方に備えられた突入防止装置、法第75条の2第1項の規定に基

づく装置の指定を受けた突入防止装置又は国土交通大臣が認める識別記号が付されている突入防止装置であってその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第180条第1項関係)

- ① 自動車(貨物の運送の用に供する自動車にあって車両総重量が3.5 t を超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。)に備える突入防止装置は、堅ろうであり、かつ、板状その他、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止できる形状であること。
- ② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5 t を超えるもの(牽引自動車を除く。)及びポール・トレーラに備える突入防止装置は、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が著しく突入することを防止することができる構造であること。
- ③ ②に規定する自動車に備える突入防止装置は、平面部の車両中心面に平行な鉛直面による 断面の高さが100mm以上であること。
- ④ 突入防止装置は、機能を損なうおそれのある損傷のないものであること。
- ⑤ 取り付けが確実であって、腐食等がなく、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。
- ⑥ 外側端部が後方に曲がっていない、又は鋭利な突起を有しない等歩行者に接触した場合に おいて、歩行者に傷害を与えるおそれのないものであること。
- ⑦ 指定自動車等に備えている突入防止装置又は法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置であって、以下すべてに該当する「スペーサ」を取り付けたものは、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとする。
  - ア 自動車を横から見た際、突入防止装置のクロスメンバとステーの間にスペーサを取り付けることにより、指定自動車等の突入防止装置の取付位置を水平かつ後方に移動させるもの。
  - イ 車両中心線に平行なスペーサの長さが 250 mm以下のもの。
  - ウ スペーサはスチール製であり、かつ、使用する部材の断面は 3.2 mm以上、両端のプレート部 (ステー、突入防止装置のクロスメンバに取り付ける部分) は 4.5 mm以上のものであること。
  - エ スペーサの構成部品は強固に溶接されていること。
  - ォ 車両中心面に垂直な位置から見たスペーサ本体の断面は縦 150 mm以上、横 125 mm以上の 寸法を有すること。
  - カ スペーサの断面形状は「コの字型スチール材」を背中合わせに接合し、更に両端に取付 のためのプレート部を接合したものであること。
  - キ 両端のプレート部は、縦 150 mm以上、横 125 mm以上の寸法を有すること。
  - ク 突入防止装置のボルト位置に変更が無いこと。

#### (例)



5-30-3 取付要件(視認等による審査)

突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その 他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。 (保安基準第 18 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 180 条第 3 項関係)

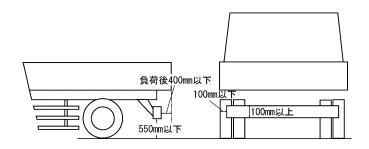
- ① 自動車(貨物の運送の用に供する自動車にあっては、車両総重量が 3.5 t 以下のものに限る。)に備える突入防止装置は、次に掲げる基準に適合すること。ただし、除雪に使用される自動車に備える突入防止装置であって、その自動車の構造上取り付けることができないものにあっては、次に掲げる基準を可能な限り満たすように突入防止装置を取り付ければよいものとする。
  - ア 突入防止装置は、構造部の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあること。ただし、当該装置が後車軸の幅を超える車体の構造部として構成されている場合は、突入防止装置の幅が後車軸の幅を超える

ことができる。

- イ 構造部の平面部に隙間がある場合においては、その隙間の長さの合計が 200 mmを超えないこと。
- ウ 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上 550mm 以下となるように取り付けられていること。
- エ 突入防止装置は、その平面部と空車状態において当該自動車の他の部分の後端との水平 距離が 450mm 以下となるように取り付けられていること。ただし、労働安全衛生法施行令 (昭和 47 年政令第 318 号) 第 1 条第 1 項第 8 号に規定する移動式クレーンに備える突入防 止装置にあっては、車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上 2,000mm 以下にあ る当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 450mm 以下となるように取り付けられてい ればよい。
- オ 突入防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けられて いること。
- ② ①に規定する自動車以外の自動車に備える突入防止装置は、次に掲げる基準に適合すること。 ア 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の全ての位置の高さが地上 550mm 以下とな るように取り付けられていること。
  - イ 突入防止装置は、その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して対 称の位置に取り付けられていること。
  - ウ 突入防止装置は、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあるよう取り付けられていること。
  - エ 突入防止装置は、その全ての平面部と空車状態において地上 1,500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 400mm 以内であって取り付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取り付けられていること。
  - オ 突入防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けられて いること。
  - カ 車両後部に貨物を積卸しする昇降装置が取り付けられた自動車であって、昇降装置の支柱が可動するため突入防止装置を分割する場合には、次の基準を満たすこと。
    - (ア)昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25 mm未満であること。
    - (イ) 昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置について、車両中心面と直交する鉛直面による断面の有効面積が 350 cm 以上であること。ただし、幅が 2,000 mm 未満の自動車にあっては、この限りでない。

(例)

車両総重量 3.5t 超



# 5-30-4 適用関係の整理

4-30-4の規定を適用する